

中間市議会交際費の支出に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、本市議会における対外的な交渉、交際のために支出する議会交際費について、一定の基準を定めることにより、公正で民主的な議会の運営を図ることを目的とする。

(支出基準)

第2条 議会交際費は、別表に定めるところにより、議会の事務統理権を有する議長の裁量によって支出するものとする。

2 市長部局が補助金及び交付金を交付している団体については、原則として議会交際費を支出しない。

3 前2項の規定にかかわらず、議長が特に必要と認める場合は、議長が必要と認める額を支出することができる。

(決裁)

第3条 議会交際費の支出については、前条第1項に定める場合を除き、事前に議長決裁を受けるものとする。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月1日中間市議会制定)

この基準は、平成19年11月1日から施行する。

議会交際費支出基準

(単位：円)

種 目	名 目	対 象	金 額	備 考
慶 弔	ご 霊 前	現職の議員本人	30,000	供花を含む
		現職の首長、副市長及び教育長（三役）本人	30,000	〃
		現職の三役、議員の父母、配偶者又は子	20,000	〃
		中間市の執行機関に属する現職の非常勤特別職職員本人	20,000	〃
		前議員本人	10,000	
		中間市の前四役本人	10,000	
		中間市一般職職員本人	20,000	
		市政功労者	10,000	
総 会 等		出席時	5,000	
		懇親会を伴うもの	10,000	1名につき
全国大会出場等	餞 別	出場者又は出場団体	10,000	
入院見舞	お 見 舞	慶弔対象者	7,000	果物、生花等
手 土 産	お 礼	講師等	7,000	地元名産品
	土 産	訪問先	5,000	地元名産品

備考 交際費の支出については、種類に応じ、各々の金額欄に掲げる金額の範囲内で支出するものとする。